

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 315 件

厚生年金関係 315 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 36 件

厚生年金関係 36 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 21 日から 33 年 8 月 20 日まで
② 昭和 37 年 2 月 1 日から 41 年 2 月 21 日まで
年金受給の手続で社会保険事務所へ行った時、申立期間については脱退手当金の支給記録があると説明されたが、私には受け取った覚えが全く無いので、厚生年金保険の記録として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は昭和 41 年 7 月 12 日に支給決定されたこととなっているが、申立人がその直前の同年 3 月 11 日から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年3月1日まで

私は、脱退手当金の請求手続をして昭和34年10月18日に受給したことはよく覚えているが、請求時に申立期間の事業所分については一切聞かれなかったので一緒に請求した記憶や受給した記憶は無い。申立期間の脱退手当金が支払われていることになっているのは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、申立期間と申立期間後の期間とが合算されて脱退手当金が支給されたこととなっているが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の裁定に当たり必要となる厚生年金保険被保険者資格喪失日の記載が無く不自然な記録である。

また、申立期間の厚生年金保険被保険者台帳には「回答済 35. 6. 9」の記載があり、通常であれば脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ昭和35年6月9日に回答したものと考えられるが、当該日付は支給決定日から約8か月後であり、脱退手当金の裁定のための回答とは考えられない上、ほかに記載されるべき裁定庁への回答日付が見られないことから、申立期間については脱退手当金の計算の基礎とはされていなかったものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

厚生年金 事案 1780～2087（別紙一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日に支給された賞与において、（＜訂正後標準賞与額＞（別紙一覧表参照））の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を（＜訂正後標準賞与額＞（別紙一覧表参照））に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年6月27日

A社（現在は、B社）から平成15年6月27日に一時金（賞与）を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成15年6月27日に支給された賞与に係る一時金明細書から、申立人は、（＜訂正後標準賞与額＞（別紙一覧表参照））の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
1780			男	昭和 20 年生		104 万 円
1781			男	昭和 24 年生		84 万 9,000 円
1782			男	昭和 25 年生		115 万 6,000 円
1783			男	昭和 23 年生		90 万 3,000 円
1784			男	昭和 25 年生		92 万 4,000 円
1785			男	昭和 25 年生		114 万 4,000 円
1786			男	昭和 25 年生		75 万 8,000 円
1787			男	昭和 25 年生		91 万 7,000 円
1788			男	昭和 25 年生		77 万 1,000 円
1789			男	昭和 25 年生		88 万 5,000 円
1790			男	昭和 23 年生		117 万 円
1791			男	昭和 29 年生		117 万 5,000 円
1792			女	昭和 25 年生		41 万 8,000 円
1793			女	昭和 39 年生		44 万 6,000 円
1794			女	昭和 38 年生		39 万 4,000 円
1795			女	昭和 41 年生		44 万 9,000 円
1796			女	昭和 38 年生		44 万 5,000 円
1797			女	昭和 42 年生		37 万 8,000 円
1798			男	昭和 25 年生		71 万 9,000 円
1799			男	昭和 21 年生		104 万 円
1800			男	昭和 24 年生		64 万 7,000 円
1801			男	昭和 27 年生		61 万 3,000 円
1802			男	昭和 24 年生		76 万 円
1803			男	昭和 24 年生		90 万 7,000 円
1804			男	昭和 25 年生		75 万 4,000 円
1805			男	昭和 27 年生		86 万 9,000 円
1806			男	昭和 29 年生		103 万 7,000 円
1807			男	昭和 29 年生		79 万 5,000 円
1808			男	昭和 31 年生		80 万 2,000 円
1809			男	昭和 29 年生		77 万 7,000 円
1810			男	昭和 32 年生		61 万 6,000 円
1811			男	昭和 38 年生		44 万 3,000 円
1812			男	昭和 41 年生		50 万 7,000 円
1813			男	昭和 40 年生		44 万 6,000 円
1814			男	昭和 23 年生		69 万 3,000 円
1815			男	昭和 33 年生		42 万 1,000 円
1816			男	昭和 24 年生		43 万 2,000 円
1817			男	昭和 32 年生		58 万 8,000 円
1818			男	昭和 36 年生		54 万 6,000 円
1819			男	昭和 26 年生		82 万 6,000 円
1820			男	昭和 33 年生		49 万 7,000 円
1821			男	昭和 25 年生		47 万 6,000 円
1822			男	昭和 38 年生		48 万 7,000 円
1823			男	昭和 21 年生		70 万 4,000 円
1824			男	昭和 25 年生		72 万 2,000 円
1825			男	昭和 25 年生		74 万 5,000 円
1826			男	昭和 26 年生		87 万 円
1827			男	昭和 26 年生		87 万 2,000 円
1828			男	昭和 26 年生		85 万 4,000 円
1829			男	昭和 27 年生		96 万 2,000 円
1830			男	昭和 26 年生		86 万 3,000 円
1831			男	昭和 23 年生		80 万 2,000 円
1832			男	昭和 22 年生		72 万 8,000 円
1833			男	昭和 23 年生		74 万 円
1834			男	昭和 25 年生		87 万 6,000 円
1835			男	昭和 27 年生		109 万 6,000 円
1836			男	昭和 25 年生		75 万 4,000 円
1837			男	昭和 24 年生		55 万 8,000 円
1838			男	昭和 24 年生		61 万 1,000 円
1839			男	昭和 26 年生		67 万 7,000 円
1840			男	昭和 25 年生		86 万 5,000 円
1841			男	昭和 24 年生		56 万 4,000 円
1842			男	昭和 27 年生		72 万 5,000 円
1843			男	昭和 27 年生		56 万 1,000 円
1844			男	昭和 27 年生		49 万 円
1845			男	昭和 27 年生		73 万 4,000 円
1846			男	昭和 28 年生		104 万 1,000 円
1847			男	昭和 28 年生		58 万 4,000 円
1848			男	昭和 28 年生		62 万 1,000 円
1849			男	昭和 27 年生		86 万 1,000 円
1850			男	昭和 28 年生		73 万 7,000 円
1851			男	昭和 27 年生		81 万 6,000 円
1852			男	昭和 27 年生		74 万 5,000 円
1853			男	昭和 27 年生		48 万 7,000 円
1854			男	昭和 23 年生		133 万 3,000 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
1855			男	昭和 24 年生		74 万 3,000 円
1856			男	昭和 23 年生		77 万 1,000 円
1857			男	昭和 24 年生		106 万 9,000 円
1858			男	昭和 28 年生		91 万 2,000 円
1859			男	昭和 28 年生		73 万 4,000 円
1860			男	昭和 28 年生		64 万 4,000 円
1861			男	昭和 29 年生		62 万 7,000 円
1862			男	昭和 28 年生		107 万 5,000 円
1863			男	昭和 30 年生		58 万 3,000 円
1864			男	昭和 29 年生		64 万 5,000 円
1865			男	昭和 29 年生		74 万 7,000 円
1866			男	昭和 28 年生		82 万 2,000 円
1867			男	昭和 25 年生		69 万 2,000 円
1868			男	昭和 29 年生		65 万 6,000 円
1869			男	昭和 29 年生		56 万 6,000 円
1870			男	昭和 30 年生		60 万 9,000 円
1871			男	昭和 30 年生		82 万 1,000 円
1872			男	昭和 29 年生		68 万 1,000 円
1873			男	昭和 29 年生		84 万 1,000 円
1874			男	昭和 29 年生		54 万 4,000 円
1875			男	昭和 29 年生		62 万 4,000 円
1876			男	昭和 30 年生		78 万 円
1877			男	昭和 30 年生		74 万 2,000 円
1878			男	昭和 29 年生		58 万 1,000 円
1879			男	昭和 29 年生		79 万 4,000 円
1880			男	昭和 29 年生		85 万 1,000 円
1881			男	昭和 24 年生		66 万 2,000 円
1882			男	昭和 22 年生		42 万 8,000 円
1883			男	昭和 23 年生		61 万 4,000 円
1884			男	昭和 30 年生		54 万 4,000 円
1885			男	昭和 29 年生		82 万 1,000 円
1886			男	昭和 30 年生		54 万 5,000 円
1887			男	昭和 30 年生		58 万 8,000 円
1888			男	昭和 30 年生		60 万 3,000 円
1889			男	昭和 30 年生		60 万 2,000 円
1890			男	昭和 30 年生		98 万 8,000 円
1891			男	昭和 30 年生		85 万 8,000 円
1892			男	昭和 31 年生		51 万 7,000 円
1893			男	昭和 26 年生		83 万 1,000 円
1894			男	昭和 26 年生		113 万 4,000 円
1895			男	昭和 26 年生		112 万 6,000 円
1896			男	昭和 31 年生		54 万 円
1897			男	昭和 32 年生		111 万 1,000 円
1898			男	昭和 37 年生		57 万 2,000 円
1899			男	昭和 36 年生		52 万 9,000 円
1900			男	昭和 36 年生		76 万 4,000 円
1901			男	昭和 31 年生		78 万 7,000 円
1902			男	昭和 38 年生		69 万 5,000 円
1903			男	昭和 38 年生		69 万 5,000 円
1904			男	昭和 37 年生		52 万 3,000 円
1905			男	昭和 38 年生		50 万 3,000 円
1906			男	昭和 38 年生		55 万 6,000 円
1907			男	昭和 39 年生		55 万 4,000 円
1908			男	昭和 39 年生		58 万 4,000 円
1909			男	昭和 39 年生		51 万 1,000 円
1910			男	昭和 36 年生		105 万 4,000 円
1911			男	昭和 35 年生		50 万 6,000 円
1912			男	昭和 40 年生		71 万 5,000 円
1913			男	昭和 37 年生		104 万 5,000 円
1914			男	昭和 42 年生		51 万 7,000 円
1915			男	昭和 42 年生		41 万 1,000 円
1916			男	昭和 42 年生		50 万 6,000 円
1917			男	昭和 40 年生		50 万 3,000 円
1918			男	昭和 39 年生		44 万 9,000 円
1919			男	昭和 40 年生		46 万 5,000 円
1920			男	昭和 41 年生		44 万 7,000 円
1921			男	昭和 44 年生		48 万 9,000 円
1922			男	昭和 33 年生		66 万 3,000 円
1923			男	昭和 31 年生		53 万 7,000 円
1924			男	昭和 46 年生		43 万 4,000 円
1925			男	昭和 45 年生		49 万 4,000 円
1926			男	昭和 39 年生		47 万 5,000 円
1927			男	昭和 43 年生		48 万 7,000 円
1928			男	昭和 46 年生		35 万 3,000 円
1929			男	昭和 46 年生		42 万 9,000 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
1930			男	昭和 41 年生		49 万 2,000 円
1931			男	昭和 43 年生		49 万 3,000 円
1932			男	昭和 37 年生		44 万 9,000 円
1933			男	昭和 43 年生		43 万 8,000 円
1934			男	昭和 47 年生		36 万 2,000 円
1935			男	昭和 47 年生		31 万 円
1936			男	昭和 47 年生		37 万 4,000 円
1937			男	昭和 42 年生		47 万 4,000 円
1938			男	昭和 42 年生		42 万 9,000 円
1939			男	昭和 44 年生		46 万 4,000 円
1940			男	昭和 44 年生		45 万 2,000 円
1941			男	昭和 44 年生		38 万 4,000 円
1942			男	昭和 45 年生		51 万 5,000 円
1943			男	昭和 48 年生		35 万 7,000 円
1944			男	昭和 49 年生		34 万 4,000 円
1945			男	昭和 48 年生		40 万 4,000 円
1946			男	昭和 48 年生		35 万 4,000 円
1947			女	昭和 48 年生		31 万 2,000 円
1948			男	昭和 49 年生		36 万 3,000 円
1949			男	昭和 49 年生		31 万 8,000 円
1950			男	昭和 49 年生		36 万 4,000 円
1951			女	昭和 49 年生		27 万 5,000 円
1952			男	昭和 41 年生		49 万 3,000 円
1953			男	昭和 46 年生		45 万 7,000 円
1954			男	昭和 45 年生		48 万 8,000 円
1955			男	昭和 45 年生		45 万 6,000 円
1956			男	昭和 50 年生		33 万 5,000 円
1957			男	昭和 50 年生		34 万 7,000 円
1958			男	昭和 47 年生		43 万 4,000 円
1959			男	昭和 47 年生		46 万 1,000 円
1960			男	昭和 50 年生		36 万 2,000 円
1961			男	昭和 49 年生		35 万 1,000 円
1962			男	昭和 51 年生		32 万 1,000 円
1963			女	昭和 50 年生		26 万 2,000 円
1964			男	昭和 45 年生		34 万 4,000 円
1965			男	昭和 43 年生		37 万 円
1966			男	昭和 48 年生		45 万 6,000 円
1967			男	昭和 50 年生		35 万 8,000 円
1968			男	昭和 52 年生		30 万 8,000 円
1969			男	昭和 50 年生		31 万 5,000 円
1970			男	昭和 49 年生		34 万 8,000 円
1971			男	昭和 49 年生		41 万 3,000 円
1972			男	昭和 39 年生		46 万 5,000 円
1973			男	昭和 41 年生		41 万 9,000 円
1974			男	昭和 38 年生		43 万 5,000 円
1975			男	昭和 49 年生		37 万 6,000 円
1976			男	昭和 49 年生		42 万 4,000 円
1977			男	昭和 48 年生		43 万 7,000 円
1978			男	昭和 49 年生		37 万 4,000 円
1979			男	昭和 49 年生		46 万 円
1980			男	昭和 48 年生		42 万 4,000 円
1981			男	昭和 51 年生		31 万 円
1982			男	昭和 53 年生		31 万 4,000 円
1983			男	昭和 36 年生		48 万 3,000 円
1984			女	昭和 46 年生		28 万 円
1985			男	昭和 47 年生		32 万 2,000 円
1986			男	昭和 50 年生		32 万 4,000 円
1987			男	昭和 50 年生		38 万 5,000 円
1988			男	昭和 50 年生		37 万 4,000 円
1989			男	昭和 50 年生		38 万 3,000 円
1990			男	昭和 49 年生		37 万 4,000 円
1991			男	昭和 50 年生		33 万 7,000 円
1992			男	昭和 51 年生		31 万 7,000 円
1993			男	昭和 42 年生		36 万 9,000 円
1994			男	昭和 45 年生		45 万 1,000 円
1995			男	昭和 44 年生		37 万 6,000 円
1996			男	昭和 45 年生		37 万 1,000 円
1997			女	昭和 45 年生		38 万 2,000 円
1998			女	昭和 42 年生		32 万 8,000 円
1999			男	昭和 36 年生		50 万 4,000 円
2000			男	昭和 31 年生		52 万 円
2001			女	昭和 43 年生		42 万 5,000 円
2002			男	昭和 41 年生		46 万 4,000 円
2003			女	昭和 42 年生		29 万 8,000 円
2004			男	昭和 44 年生		40 万 6,000 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
2005			男	昭和 36 年生		47 万 8,000 円
2006			男	昭和 40 年生		47 万 4,000 円
2007			男	昭和 37 年生		55 万 2,000 円
2008			男	昭和 46 年生		41 万 3,000 円
2009			男	昭和 47 年生		39 万 6,000 円
2010			男	昭和 46 年生		34 万 9,000 円
2011			男	昭和 46 年生		36 万 5,000 円
2012			男	昭和 46 年生		36 万 5,000 円
2013			女	昭和 46 年生		32 万 8,000 円
2014			男	昭和 41 年生		46 万 2,000 円
2015			男	昭和 46 年生		35 万 円
2016			男	昭和 39 年生		42 万 5,000 円
2017			男	昭和 42 年生		50 万 1,000 円
2018			男	昭和 42 年生		37 万 9,000 円
2019			男	昭和 34 年生		53 万 3,000 円
2020			男	昭和 44 年生		38 万 7,000 円
2021			男	昭和 43 年生		50 万 1,000 円
2022			男	昭和 42 年生		48 万 6,000 円
2023			男	昭和 48 年生		41 万 7,000 円
2024			男	昭和 48 年生		40 万 4,000 円
2025			男	昭和 43 年生		41 万 4,000 円
2026			男	昭和 44 年生		43 万 2,000 円
2027			女	昭和 44 年生		30 万 7,000 円
2028			男	昭和 48 年生		35 万 4,000 円
2029			男	昭和 44 年生		46 万 3,000 円
2030			男	昭和 44 年生		47 万 6,000 円
2031			女	昭和 48 年生		29 万 2,000 円
2032			女	昭和 47 年生		31 万 1,000 円
2033			男	昭和 45 年生		49 万 3,000 円
2034			男	昭和 43 年生		45 万 8,000 円
2035			男	昭和 49 年生		37 万 1,000 円
2036			男	昭和 49 年生		34 万 9,000 円
2037			男	昭和 49 年生		34 万 9,000 円
2038			男	昭和 46 年生		37 万 4,000 円
2039			男	昭和 50 年生		32 万 円
2040			男	昭和 50 年生		34 万 6,000 円
2041			男	昭和 46 年生		41 万 6,000 円
2042			男	昭和 47 年生		43 万 4,000 円
2043			男	昭和 47 年生		44 万 7,000 円
2044			男	昭和 45 年生		36 万 7,000 円
2045			男	昭和 47 年生		43 万 1,000 円
2046			男	昭和 51 年生		30 万 8,000 円
2047			男	昭和 51 年生		29 万 6,000 円
2048			女	昭和 49 年生		28 万 8,000 円
2049			女	昭和 46 年生		31 万 9,000 円
2050			女	昭和 48 年生		26 万 9,000 円
2051			男	昭和 37 年生		39 万 9,000 円
2052			男	昭和 38 年生		44 万 円
2053			男	昭和 39 年生		39 万 3,000 円
2054			男	昭和 42 年生		35 万 7,000 円
2055			男	昭和 35 年生		45 万 7,000 円
2056			男	昭和 48 年生		46 万 7,000 円
2057			男	昭和 49 年生		44 万 円
2058			男	昭和 48 年生		37 万 8,000 円
2059			男	昭和 47 年生		38 万 円
2060			男	昭和 50 年生		29 万 9,000 円
2061			男	昭和 48 年生		37 万 7,000 円
2062			男	昭和 52 年生		32 万 6,000 円
2063			男	昭和 52 年生		33 万 9,000 円
2064			男	昭和 45 年生		39 万 7,000 円
2065			男	昭和 46 年生		36 万 円
2066			男	昭和 48 年生		42 万 4,000 円
2067			男	昭和 53 年生		31 万 3,000 円
2068			男	昭和 54 年生		30 万 4,000 円
2069			男	昭和 53 年生		29 万 1,000 円
2070			男	昭和 53 年生		30 万 4,000 円
2071			男	昭和 53 年生		30 万 4,000 円
2072			男	昭和 53 年生		32 万 2,000 円
2073			男	昭和 53 年生		31 万 3,000 円
2074			女	昭和 49 年生		26 万 6,000 円
2075			男	昭和 42 年生		44 万 5,000 円
2076			男	昭和 54 年生		30 万 2,000 円
2077			男	昭和 54 年生		30 万 2,000 円
2078			女	昭和 51 年生		13 万 9,000 円
2079			女	昭和 42 年生		12 万 9,000 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
2080			女	昭和 35 年生		14 万 6,000 円
2081			男	昭和 14 年生		32 万 5,000 円
2082			女	昭和 53 年生		19 万 7,000 円
2083			男	昭和 44 年生		42 万 5,000 円
2084			男	昭和 40 年生		44 万 8,000 円
2085			男	昭和 28 年生		73 万 4,000 円
2086			男	昭和 50 年生		31 万 2,000 円
2087			男	昭和 16 年生		16 万 2,000 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月 1 日から 34 年 7 月 1 日まで
② 昭和 35 年 2 月 1 日から 39 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

定年退職して社会保険事務所へ行ったところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになるのが分かった。

しかしながら、脱退手当金を受け取っていないので、今回審査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たない 2 か月であるとともに、当該事業所が代理請求を行った者については、「支払証明書」と題する用紙にその旨を記載し、現在も保管しているが、申立人の脱退手当金に係る当該証明書は無いことを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、5回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、A社における昭和45年1月1日から46年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、資格取得日に係る記録を45年1月1日に、資格喪失日に係る記録を46年1月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、45年1月及び同年2月については3万6,000円に、同年3月から同年9月までの期間については4万2,000円に、同年10月については5万6,000円に、同年11月については4万2,000円に、同年12月については5万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、B社における昭和47年3月23日から49年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、資格取得日に係る記録を47年3月23日に、資格喪失日に係る記録を49年12月21日とし、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係るこれらの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月1日から46年2月1日まで
② 昭和46年2月1日から50年2月1日まで

社会保険事務所に申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入していた記録が無いとの回答であった。一部期間については厚生年金保険の保険料控除が確認できる給与明細書があるので、当該期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録、昭和44年10月分、45年2月から同年9月までの分、同年11月分及び同年12月分の給与明細書、44年1月分の給与袋並びに複数の同僚の供述により、申立人は、43年12月1日から45年12月31日までA社に勤務していたことが認められる。そして、同年2月か

ら同年9月までの分、同年11月分及び同年12月分の給与明細書には厚生年金保険料の記載があることから、申立人は同年1月1日から46年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額、給与明細書の保険料控除額から、昭和45年1月及び同年2月を3万6,000円に、同年3月から同年9月までを4万2,000円に、同年10月及び同年12月を5万6,000円とし、同年11月については、給与明細書における報酬額に見合う標準報酬月額が保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低額のため、報酬額に見合う4万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考へ難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年1月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和43年12月1日から44年12月31日までの期間については、同年10月分の給与明細書の厚生年金保険料の欄に記載されている保険料額が、当時の失業保険料額とほぼ一致し、加入しているはずの失業保険料の欄に保険料額の記載が無いことから、失業保険料の控除額を誤って厚生年金保険料の欄に記載したと推察される。さらに、健康保険料の欄にも保険料額の記載が無いほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。また、46年1月1日から同年2月1日までの期間については、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として昭和43年12月1日から44年12月31日までの期間及び46年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、乗務員台帳、雇用保険の記録並びに現在の社長及び当時の同僚等の供述により、昭和46年2月1日から49年12月20日までB社に勤務していたことが認められる。

そして、同僚が記憶している申立人と同時期に勤務していた常勤のタクシー乗務員のほぼ全員に厚生年金保険の加入記録があること、当時の同僚の中には、乗務員台帳の雇入れ日の7か月から1年8か月後に厚生年金保険に加入している者がおり、申立人には乗務員台帳の雇入れ日の1年1か月後に失業保険の

加入記録があることから判断すると、申立人は昭和 47 年 3 月 23 日から 49 年 12 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとするのが相当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標準報酬月額の記録から 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 3 月から 49 年 11 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和 49 年 12 月 21 日から 50 年 2 月 1 日までの期間については、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年3月1日から同年5月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を同年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年5月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、11万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和57年5月20日から同年10月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を同年5月20日に、資格喪失日に係る記録を同年10月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、11万8,000円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係るこれら期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月1日から同年5月18日まで
② 昭和55年6月1日から同年9月1日まで
③ 昭和56年4月から57年4月までのうち、2か月から3か月の期間
④ 昭和56年11月13日から57年5月1日まで
⑤ 昭和57年5月20日から同年10月11日まで
⑥ 平成7年8月から8年9月までのうち、1か月から2か月の期間

申立期間①についてはA社、申立期間③についてはD社、申立期間④についてはE社、申立期間⑤についてはC社及び申立期間⑥についてはF社に勤務していたにもかかわらず厚生年金保険被保険者としての記録が無く、また、申立期間②についてはG社に昭和55年6月1日に入社しているにもかかわらず、資格取得日が同年9月1日となっているので、当該期間を厚生年金保険被保険者であった期間と認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同種の業務に従事していた従業員が記憶していた同僚の全員に厚生年金保険の加入記録があり、当該同僚が供述している勤務期間と、厚生年金保険の加入記録がほぼ一致していること及び当該同僚の資格取得の届出状況から、当該事業所は、入社した従業員全員に対して速やかに社会保険加入手続を行っていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同時期に入社した者の標準報酬月額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該期間の被保険者名簿に記録された健康保険証番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年3月から同年4月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑤については、雇用保険の加入記録、同僚の供述及び業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人がC社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の同僚が供述した当時の従業員数と、社会保険庁の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、複数の同僚が供述している勤務期間と厚生年金保険の加入記録がほぼ一致すること、及び当該同僚の資格取得の届出状況から、当該事業所は、従業員が入社した際、速やかにすべての従業員に対して社会保険加入手続を行っていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、ほぼ同時期に入社した者の標

準報酬月額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の被保険者原票に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出した機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和57年5月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が、G社の子会社に勤務していたことは認められる。

しかし、同様の雇用形態であった複数の同僚から、当該事業所では、3か月間の試用期間があったとの供述があり、また、申立人の健康保険組合の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と同じ昭和55年9月1日となっている。このため、当該試用期間経過後に厚生年金保険の加入手続きをとり、保険料を控除していたと推認できることから、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったものと考えられる。

申立期間③については、当時の業務内容に関する申立人の申立内容から、期間は明確ではないが、D社のH営業所に勤務し、図書販売業務に従事したことは推認できる。

しかし、当時からD社に勤務する総務担当者及び当時の同僚は、H営業所の販売員は全員代理店契約であり、労働保険、社会保険とも加入させず、保険料を給与から控除していなかったと供述している。また、当該事業所の加入する健康保険組合及び厚生年金基金に加入記録が無いことから、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったものと考えられる。

申立期間④については、申立人は、E社に勤務していた時期及び期間について明確に記憶しておらず、同僚についての記憶も無い。また、当時勤務していた上司も申立人を記憶しておらず、他の者からも申立人の情報を得ることができなかったが、当時の業務内容に関する申立人の申立内容から、期間及び時期については特定できないが、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が保管する社会保険手続者一覧表及び入社発令簿に申立人の記載は無く、他の被保険者についても当該社会保険手続者一覧表の記録は社会保険庁の記録と一致しており、事業主の供述からも、申立人の勤務

は厚生年金保険の加入手続をとる前までの短期間のものであったと推認される。

申立期間⑥については、申立人の当時の上司に関する記憶及び当時の業務内容に関する申立人の申立内容から、F社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、平成7年6月9日から9年5月31日までの期間、社会保険事務所における厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当該上司は、当時、社長から、景気が悪く厚生年金保険料を負担できないので、自分たちで国民年金に加入するよう説明があったと供述しており、当時の社長及び社長の妻も当該期間中は国民年金に加入している。また、当時の上司及び複数の同僚が、厚生年金保険に加入していない期間は給与から保険料を控除されていなかったと供述していることから、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったものと考えられる。

このほか、申立人に係る申立期間②、③、④及び⑥に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 22 日から 42 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことだった。
しかしながら、脱退手当金が支給されたとされる日は、退職から約 1 年 9 か月も経過している上、脱退手当金の受給手続きもしていないし、受け取ってもいないので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 9 か月後の昭和 44 年 2 月 28 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 20 日から 34 年 2 月 7 日まで
② 昭和 36 年 12 月 1 日から 41 年 1 月 26 日まで
60 歳になって、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっていると言われたが、受け取っていないので、今回申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②の事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 1 月の前後 2 年以内に資格喪失した申立人以外の者 9 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは 1 名のみであり、この者は、自分で請求手続きしたと思うと供述している上、連絡先が把握できた他の 2 名の者からも事業主により代理請求がなされたことをうかがうことはできないことを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間後間もなくして国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難いとともに、同一事業所で勤務していた申立人の妹は、脱退手当金を受給しておらず、申立人が受給していれば私も受給しているはずであるとの供述も不自然ではない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

厚生年金 事案 1769

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで
② 昭和 35 年 1 月 1 日から 41 年 4 月 21 日まで
60 歳になる前に年金受給の相談のため社会保険事務所へ行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。
しかしながら、請求手続や脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間を年金額に算入してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページと前後 1 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 4 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 13 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 9 名は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する

「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和41年9月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月9日から44年1月1日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金として支給済みとのことだった。

しかしながら、私は申立期間の直前に勤めていた事業所で脱退手当金を受給したことはよく覚えているが、申立期間については全く記憶に無いので、もらっているはずは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年3月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間前の5年間の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立期間前は脱退手当金を受給しながら、申立期間については受給していないとする理由も明確ではないなど、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 20 日から 47 年 7 月 9 日まで
平成 12 年春、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているのを知った。申立期間の前に勤めていた事業所では受給した記憶があるが、申立期間については請求した覚えが無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 47 年 9 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間とそれ以前の期間を支給期間として記録上の支給額と申立人が受給したとする額はおおむね一致するなど、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 1772

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 33 年 9 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことであったが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間を年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 9 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 10 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 11 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 21 日から 41 年 12 月 16 日まで
申立期間の前に勤めていた事業所では脱退手当金の請求手続きを行い、受給したが、申立期間については手続きをしておらず、受け取った覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、社会保険庁の記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和 42 年 3 月 1 日に申立人が受給を認めている期間の記号番号に重複整理された記録があり、脱退手当金が同年 3 月 8 日に支給決定されていることを踏まえると、申立人が受給を認めている期間と申立期間を併せた脱退手当金の請求に伴い重複整理が行われたと考えられる。

また、申立人が受給を認めている期間の事業所の被保険者名簿には、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者には「脱」表示があるが、申立人には当該表示が無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたこととはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間に係る申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間とそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されている上、脱退手当金支給報告書には申立期間を含む脱退手当金の支給額や裁定年月日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さとはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 1774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 10 月 12 日まで
② 昭和 39 年 10 月 12 日から 43 年 2 月 21 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことだった。

しかしながら、私は脱退手当金を請求していないし、受け取ってもないので、きちんと調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 1775

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 3 日から 39 年 1 月 22 日まで
平成 11 年に年金の受給を行った際、申立期間については脱退手当金が支給されていると言われたが、私は脱退手当金を受け取った覚えは無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 39 年 7 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があったにもかかわらず、昭和 47 年ごろまで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難く、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 1776

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 27 日から 38 年 3 月 17 日まで
② 昭和 40 年 10 月 16 日から 41 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金として支給済みとのことだった。
しかしながら、私は脱退手当金の制度を知らず、請求方法も分からなかったもので、受け取っているはずは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時下宿していたとされる申立人の姉の住所が記載されている上、脱退手当金計算書等の関係書類には、支払決定通知書を当該住所地近くの金融機関に提示し、受給する扱いであったことが記載されているなど、適正な事務処理が行われていることから、支払決定通知書が同住所地に送付されたものと考えられる上、請求書類には申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 1777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月1日から30年12月26日まで
申立期間の脱退手当金については、受け取った記憶が無いので厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和31年3月8日に支給決定されているほか、被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示と裁定日と推測される「31.3.3」の記載が確認できる上、被保険者台帳には脱退手当金を支給したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 10 日から 40 年 5 月 11 日まで
平成 15 年ごろ、社会保険事務所で申立期間について脱退手当金を受給したことになるのを知ったが、脱退手当金の申出をしたことも、受領したこともない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の実家の住所が記載され、昭和 40 年 6 月 7 日に申立人の実家を管轄する社会保険事務所へ提出されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 8 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 1779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 1 月 24 日まで

申立期間については脱退手当金をもらったことになっているが、私は脱退手当金の支給を受けていないので、年金としてもらえるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金を支給した旨が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 3 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人は昭和 46 年 6 月に米国に出国後、48 年 10 月に帰国しているが、帰国後再び米国に出国するまでの間は強制加入期間であるにもかかわらず国民年金に加入していない上、申立期間の事業所を退職後、我が国での年金制度への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 33 年 2 月 21 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険加入照会申出書を提出した結果、申立期間については脱退手当金支給済みとの回答であったが、脱退手当金の請求手続などしていないので、納得できないため調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 33 年 2 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 15 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同一資格喪失日の者で同一支給決定日の者が見受けられるとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 4 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後昭和 53 年まで国民年金への加入手続を行っておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知ったが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページの女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 9 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 5 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 11 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間に係る事業所が保管している退職者に係る台帳の申立人が記載されているページの女性は全員が申立人と同じ退職日であり、うち年金記録が特定できた 9 名全員に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 10 月 8 日から 29 年 4 月 1 日まで
② 昭和 29 年 4 月 1 日から 35 年 12 月 26 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金として支給済みとのことであったが、私は受け取った記憶が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 12 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 31 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後の昭和 36 年 6 月 16 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 2092

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 20 日から 32 年 2 月 2 日まで

② 昭和 33 年 1 月 1 日から 34 年 12 月 1 日まで

社会保険事務所で調べてもらったところ、申立期間については脱退手当金を受給していることを初めて知ったが、私は脱退手当金を受け取っていないため、申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後の昭和 35 年 6 月 22 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、自営業に従事することとなった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 11 日から 40 年 12 月 21 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退
手当金を受給したことになっているのが分かった。

申立期間の前に勤めた事業所の脱退手当金は受給したと思うが、申立
期間の脱退手当金を受け取った記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている脱退手当
金の受給資格を満たす女性 5 名の支給記録を調査したところ、4 名につい
て脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 4 か月以内
に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人につい
てもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いもの
と考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味
する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険
被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 4 月 5 日に支給決定され
ているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人は、申立期間前の 3 年間の厚生年金保険被保険者期間に
ついては脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給するこ
とに不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が
無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は
見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申
立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 2094

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 18 日から 37 年 8 月 10 日まで
年金手続のために社会保険事務所へ行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

私は脱退手当金を請求していないし、受け取ってもいないので調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 8 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 40 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、37 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた 2 名と、申立人が記憶していた同僚 1 名は、いずれも脱退手当金の受給を認めた上、事業所が請求手続をした、あるいは、脱退手当金を受給したが自分で請求手続をしていないと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 10 月 25 日に支給決定されている上、被保険者台帳には脱退手当金の算定のた

めに必要となる標準月額報酬等を、社会保険庁から脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 2095

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月1日から32年10月25日まで
② 昭和33年1月23日から35年11月8日まで
年金の受給手続をした平成11年には気付かなかったが、19年に自分の年金記録を調査したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

しかしながら、私は脱退手当金を受け取った記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後計10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年11月の前後2年以内に資格喪失した者28名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、22名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち18名が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年1月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 2096

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 11 日から 36 年 1 月 1 日まで
平成 19 年に社会保険事務所で調べてもらった結果、申立期間については脱退手当金が支払われたことになっていることを知ったが、私は脱退手当金の請求手続などしていないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 36 年 1 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 80 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、67 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 54 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同一資格喪失日の者で同一支給決定日の者が多数見受けられるとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 36 年 3 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後昭和 55 年まで国民年金への加入手続を行っておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 3 日から 43 年 12 月 31 日まで
平成 20 年 1 月にねんきん特別便が来て、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知り驚いた。
しかしながら、脱退手当金を受け取った覚えが無いので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約 6 か月後の昭和 44 年 6 月 3 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 7 月 4 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 7 か月後の昭和 44 年 7 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 20 日から同年 6 月 23 日まで
② 昭和 40 年 8 月 17 日から 41 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 2 月 22 日から 44 年 8 月 16 日まで
④ 昭和 44 年 8 月 16 日から 46 年 9 月 16 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金として支給済みとのことであった。

しかしながら、私は申立期間の事業所を退職する際に脱退手当金の請求手続は行ったものの、受け取った覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の事業所を退職する際、脱退手当金の請求手続を行ったと述べていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることから、脱退手当金を受給しなかったとの主張は不自然である。

さらに、申立人が脱退手当金と併せて請求手続を行ったものの、脱退手当金と同様に受給しなかったと主張する厚生年金基金に係る退職一時金及び特別脱退一時金についても、当該厚生年金基金に保管されていた申立人に係る一時金裁定通知書等の書類には、支給額、振込口座、送金

日等が確認できるなど、その支給に疑わしい点は見当たらず、脱退手当金、退職一時金及び特別脱退一時金のいずれも受給しなかったという申立人の主張は認め難い。

加えて、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和46年12月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで
申立期間について脱退手当金を受給しているとのことだが、私は脱退手当金の手続などしていないし、一切もらっていないので、厚生年金保険被保険者期間として認定してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和49年2月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の事業所を退職後は、平成17年まで5か月間の厚生年金被保険者期間を除き、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、9か月しか納付しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 2100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 9 日から 50 年 10 月 10 日まで
社会保険事務所の回答によると、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことであったが、私は脱退手当金の手続をした覚えは無く、受け取った覚えも無いため、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所は脱退手当金の代理請求を行っていたと回答しており、当該事業所が保管している申立人の脱退手当金裁定請求書の写しには、当該事業所が知る由の無い申立人の父親名義の銀行口座が記載されていることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給された旨の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 50 年 12 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から 45 年 10 月 16 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているのが分かった。

申立期間の前に勤めた事業所の脱退手当金を受給した記憶はあるが、申立期間の脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査していただき納得のいく正しい回答をいただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間前の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給したとする社会保険事務所は、当該期間の事業所を管轄する社会保険事務所ではないことから、当該期間の脱退手当金を受給することはできない上、申立期間の事業所を管轄する社会保険事務所であることを踏まえると、申立期間の脱退手当金については受給したものと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 12 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間前の 5 年を超える厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 2104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 1 日から平成 12 年 5 月 20 日まで
A社とB社の二か所からもらっていた給料に対して、受給している年金額があまりにも少ない。標準報酬月額に係る年金記録を確認したところ、一方の会社の給料分しか届出がされていないことが分かったので、訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の昭和 61 年 5 月から平成 12 年までの間の給与明細書によれば、当該期間の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額と、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、同じく勤務していたB社は、厚生年金保険の適用を届け出ておらず、提出のあった上記期間分の給与明細書からも、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

一方、昭和 61 年 5 月から平成 12 年までの間、両事業所の給与明細書が無い期間は 7 回あるが、いずれも 1 か月から 5 か月間と比較的短期間であり、当該期間のみ、A社がB社からの給与を含んだ額に基づいた厚生年金保険料を控除していたとは考え難く、B社も厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。なお、昭和 49 年 7 月から 61 年 4 月までの期間についても給与明細書が無いため、当時の事情等を事業主に確認する必要があるが、申立人から、事業主への調査はしないでほしいとの希望があるため、現在

までに判明している資料等から判断せざるを得ない。

これらの事実及び、関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生年金 事案 2107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 8 月 1 日から 30 年 8 月 15 日まで
② 昭和 31 年 10 月 1 日から 33 年 8 月 20 日まで
③ 昭和 33 年 9 月 1 日から 37 年 2 月 21 日まで

年金記録について社会保険事務所で確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていると言われたが、私は脱退手当金を受け取った記憶は無いので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 2 月の前後 3 年以内に資格喪失した者 29 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、22 名について脱退手当金の支給が確認でき、そのうち 20 名が資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた 1 名は、事業所を介して受給したと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後の昭和 37 年 8 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月1日から25年8月10日まで
60歳になって社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことであったが、脱退手当金は受け取っておらず、年金が支給されないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和25年11月8日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和25年11月8日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、当時、再就職する考えが無かったと述べるとともに、その後厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から 37 年 6 月 16 日まで
年金の申請手続の際、申立期間については脱退手当金が支給されていると言われた。

しかしながら、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の厚生年金を支給してほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 6 月の前後 5 年以内に資格喪失した者 10 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち申立人が記憶していた同僚を含む連絡先が把握できた 2 名は、いずれも事業所から脱退手当金の説明を受けた上で脱退手当金を受領したと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 37 年 11 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さは

うかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 2110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで
新聞記事で戦時中に軍需工場で働いたことがある人にも年金が支給されることを知り、社会保険事務所に行き確認したが、申立期間については脱退手当金として支給済みとのことであった。

しかし、私は昭和 19 年 12 月に退職し、20 年 1 月から同年 9 月 1 日の期間は海軍航空隊に入隊し、整備兵として従事していたので、社会保険庁の記録は誤っている。脱退手当金を受け取った記憶は無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者台帳には支給日や支給金額に加えて支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載がある上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は海軍に入隊していたので厚生年金保険被保険者期間が誤っていると主張するが、申立人の被保険者名簿には「62 20. 1. 25」の記載があり、昭和 20 年 1 月から資格喪失日の同年 9 月 1 日までの健康保険料について旧健康保険法第 62 条に規定する徴集又は召集期間中の保険料の免除を受けていたものと考えられることから、申立人は軍務に従事していた申立期間においても事業所での雇用関係及び厚生年金保険被保険者期間は継続していることとなり、申立人が主張する記録の誤りはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 2111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金として支給済みとのことであった。

しかしながら、支給したとされるころは長男の出産で、請求に赴く余裕は無かったし、私は当時、社会保険事務所の存在も知らなかったので、受給しているはずは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページと前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 9 月の前後 1 年以内に資格喪失した者 8 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、6 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 5 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記において脱退手当金の支給記録を調査した者のうち、未支給となっている 2 名の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示は記されていないが、支給記録が確認できた 7 名の被保険者名簿には、いずれも申立人と同様に「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 11 月 10 日に支給

決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 2112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月1日から32年11月25日まで
申立期間については脱退手当金を受けているとのことであったが、私は脱退手当金を受け取っていないため、年金として受け取れるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年11月の前後3年以内に資格喪失した者12名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11名に支給記録が確認でき、そのうち7名が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同一資格喪失日の者で同一支給決定日の者が見受けられるとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和33年1月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 2113

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで
申立期間の前の厚生年金保険期間については脱退手当金の請求手続きを行い、受給したが、申立期間については、受け取った覚えは無いので、厚生年金保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、社会保険庁の記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認めている期間の事業所の被保険者名簿には、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者にはすべて「脱」表示があるが、申立人には当該表示が無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたこととはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間とそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 2114

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から36年12月1日まで
② 昭和36年12月1日から37年5月1日まで
③ 昭和37年5月1日から39年8月1日まで
④ 昭和39年8月1日から40年9月1日まで

62歳の時、年金の請求手続のため社会保険事務所へ行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されていると言われたが、それまで脱退手当金という制度も知らず、受け取った記憶も無いので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和40年12月7日に支給決定されている上、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から40年3月1日まで
年金のことが問題となったので、申立期間について改めて確認したところ脱退手当金が支給されていると言われ驚いた。
私は脱退手当金の手続をした覚えは無く、受け取っていないので、調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年3月の前後4年以内に資格喪失した者8名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、5名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち4名がいずれも資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年7月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月 1 日から 43 年 3 月 20 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 10 月 20 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金として支給済みとの説明を受けたが、受け取っていないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間より前の5回の厚生年金保険被保険者期間については、現時点では脱退手当金の支給記録は無いが、当該期間の最終事業所の被保険者名簿には申立人に対し、脱退手当金を支給した旨の記載があり、平成12年5月に被保険者台帳記号番号の重複取消処理が行われた記録があることを踏まえると、当該重複取消処理により申立期間より前の被保険者期間については受給資格を失うことになるため、支給決定の記録が取り消されたものとするのが自然であり、申立期間より前の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金の請求手続がとられたのであれば、申立期間について脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立人は昭和51年10月ごろ国民年金に加入しているが、その際の資格取得日が昭和36年4月1日となっていることを踏まえると、その時点において、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間に係る認識があったものとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期

間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和44年3月7日に支給決定されているなど、申立期間については一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 2117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 15 日から 44 年 4 月 1 日まで

② 昭和 44 年 7 月 28 日から 46 年 4 月 11 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知ったが、脱退手当金の請求手続きをしたり、受け取ったことは無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 6 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。